

消防

消防団非常招集訓練 実施

11月14日(出)の夜間、秋季火災予防運動の一環として、消防団非常招集訓練が実施されます。

市内全域にサイレンを吹鳴し、消防団員を招集し、放水・消火訓練を行います。

この訓練は、火災予防シーズンにおける消防団の初動体制充実を目指して行うものです。皆さんのご理解をいただき、訓練が実りあるものとしますので、ご協力をお願いします。

問合せ先

- ・ 困生活安全グループ
☎52-11111 (内線332)
- ・ 高浜消防署
☎52-11190 (内線28)



11月9日(月)～15日(日) 全国秋季火災予防 運動

秋から冬にかけては、火災が発生しやすい季節です。ちょっとした火の不始末や不注意から火災が発生しています。火災を起さないためには、一人ひとりが火の取り扱いに十分注意して最後まで責任を持つことが必要です。

次のことに心がけ、火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント(3つの習慣4つの対策)

- ・ 3つの習慣
 - ①寝たばこは、絶対やめる。
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・ 4つの対策
 - ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防火用品を使用する。
 - ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - ④お年寄りや身体の不自由な人

を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
住宅用火災警報器を設置したため助かりました

すべての住宅に住宅用火災警報器を設置する期限は過ぎていきます。警報器を設置していただくため早く火災に気づき、大火災にならずに済んだ事例が今年度5件発生しています。

また、取り付けていない家庭がありましたら、早急に取り付けましょう。

老朽化した消火器の 破裂による人身事故が 発生しています

老朽化した消火器の破裂による人身事故を防止するため、次のことに注意してください。

消火器の廃棄について

- ①ゴミとして絶対に出さないでください。
- ②不要になった消火器は、自ら放射、解体などの廃棄処理はしないでください。
- ③消火器は、消火剤の放出時に高い圧力がかかります。容器にサビ、キズ、変形などがある場合は使用しないで、消火器を購入した業者に連絡し、引き取り(有料)を依頼してください。

火災予防運動期間中の老朽化した消火器の廃棄日時場所

日付	時間・場所	住所
11月8日(日)	市民ふれあいフェスティバル 10時～15時	碧南市浜町2
11月9日(月)	10時～正午 刈谷消防署	刈谷市寿町1-201-1
	14時～16時 知立消防署	知立市弘法2-1-5
11月10日(火)	10時～正午 高浜消防署	高浜市稗田町6-2-15

※秋季火災予防運動期間中、業者などによる老朽化した消火器の廃棄を受付ます。(廃棄手数料は有料)
不適切な消火器の訪問販売に注意
①消防署では、消火器を販売することは絶対にありません。
②一般の家庭では、消火器の設置の法的義務はありません。あくまでも任意設置です。(必要のないときは、ハッキリ断りましょう)

問合せ先
高浜消防署
☎52-11190

会場	刈谷消防署南分署	知立消防署	安城消防署
講習会名	小児・乳児応急手当講習会	普通救命講習会 I	上級救命講習会
開催日	11月21日(出)	11月15日(日)	11月28日(出)・29日(日)
開催時間	午前9時～11時	午前9時～正午	28日 午前9時～午後3時 29日 午前9時～正午
定員	先着20人	先着20人	先着20人
申込先・詳細	無料 11月5日(休)午前9時から募集開始 ☎23-1299 救急係へ	無料 11月5日(休)午前9時から募集開始 ☎81-4144 救急係へ	無料 11月5日(休)午前9時から募集開始 ☎75-2494 救急係へ
対象者	碧海5市在住・在勤の方 ※いずれの会場でも受講できます。		

救命講習会